

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 大石光伸 ほか265名

被 告 国 ほか1名

第8準備書面

平成27年3月5日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩渕正樹 

被告国指定代理人

伊藤清隆 

山本剛 

陶山敦司 

中野恭介 

山田一哉 

中島伸一郎 

森脇聰巳 

東海林岳史 

吉永浩介 

宮本昌平 

酒井英樹	
皆川征治	
戸部恵子	
鶴園孝夫	
武田龍夫	
泉雄大	
三田裕信	
堀口晋	
松原崇弘	
村川正徳	
中川幸成	
木村真一	
山形浩史	
村田真一	
足立恭二	
荒川一郎	
忠内巖大	
小林勝	
渡邊桂一	
桐原大輔	

目 次

第1	本件訴え変更申立書による変更後の請求の趣旨第2項に対する答弁	———4
1	本案前の答弁4
2	本案の答弁4
第2	変更後の請求の趣旨第2項に対する本案前の答弁の理由	—————4
1	はじめに4
2	設置変更許可処分に係る制度の概要等6
(1)	改正原子炉等規制法は段階的安全規制の体系を採用していること6
(2)	原子力規制委員会における審査の在り方7
(3)	本件原子炉施設について今後予定されている審査等の手続9
3	現時点での処分がされる蓋然性が認められないこと(①の要件)9
(1)	処分がされる蓋然性の意義9
(2)	本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会の審査状況等10
(3)	現時点での本件設置変更許可処分がされる蓋然性が認められないこと11
4	一定の処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められないこと(②の要件)11
(1)	「重大な損害を生ずるおそれ」の意義12
(2)	原告らの主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、事後の方針により「容易」に救済を受けられるものではなく、事前の差止めによらなければ救済を受けることが「困難」なものとは認め難いこと13
(3)	そもそも「損害」発生の「おそれ」があるとは認め難いこと16
(4)	まとめ17
5	原告らが「法律上の利益を有する者」に当たることについて十分な主張立証がされていないこと(③の要件)18
6	結論18

被告国は、本準備書面において、平成26年12月18日付け「訴の変更申立書」(以下「本件訴え変更申立書」という。)による変更後の請求の趣旨第2項に対する答弁をした上(後記第1), 同変更後の請求の趣旨第2項に対する本案前の答弁の理由(後記第2)について述べる。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件訴え変更申立書による変更後の請求の趣旨第2項に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件各訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
 - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 変更後の請求の趣旨第2項に対する本案前の答弁の理由

1 はじめに

原告らは、本件訴え変更申立書による変更後の請求の趣旨第2項に係る訴えにおいて、被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請(以下「本件設置変更許可申請」という。)に対し、原子力規制委員会が本件原子炉の設置変更許可処分(以下「本件設置変更許可処分」という。)をすることの差止めを求めていた(以下「本件差止めの訴え」という。なお、従前、被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴えを「本件差止めの訴え」と定義していたが、本書面以降、「本件民事差止めの訴え」と定義することとする。)。

本件差止めの訴えは、行訴法3条7項に規定する差止めの訴えである。その

訴訟要件は、①行政庁によって一定の処分がされようとしていること、すなわち、一定の処分がされる蓋然性があること（行訴法3条7項、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決・民集66巻2号183ページ）、②当該処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があること（同法37条の4第1項本文）、③原告らが、「行政庁が一定の処分（中略）をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者」であること（同条3項）、④「損害を避けるため他に適当な方法があるとき」でないこと（同条1項ただし書）である。

まず、①の要件（処分がされる蓋然性）についていと、被告会社は、平成26年5月20日に本件設置変更許可申請を行ったが、それに対する原子力規制委員会における審査が進んでいない状況等からすれば、本件設置変更許可処分がされる蓋然性は認められない。

次に、②の要件（重大な損害を生ずるおそれ）についていと、本件設置変更許可処分は、申請者たる被告会社が原子炉を運転することを直ちに可能とするものではなく、その内容も安全性の向上にあることに加え、原告らの主張する損害が本件設置変更許可処分により直ちに発生する性質のものではないことなどからすれば、本件設置変更許可処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものということはできず、「重大な損害を生ずるおそれ」の要件は認められない。

さらに、③の要件（原告適格）についてみても、原告らは、本件設置変更許可処分をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき「法律上の利益を有する者」であることを具体的に主張立証していない。

以下、前提として原子炉施設についての設置変更許可処分に係る制度の概要等について説明した上（後記2）、本件差止めの訴えが訴訟要件を欠き、不適法なものであることを詳述する（後記3ないし5）。

2 設置変更許可処分に係る制度の概要等

(1) 改正原子炉等規制法は段階的安全規制の体系を採用していること

被告国第6準備書面第1の2(2)イ(8及び9ページ)で述べたとおり、改正原子炉等規制法は、原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るという、段階的安全規制の体系を採用している。

すなわち、改正原子炉等規制法においては、発電用原子炉を設置しようとする者は、まず、①原子力規制委員会の原子炉設置許可を受けることを要する(同法43条の3の5、同法43条の3の6)。次に、工事に着手するためには、②工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない(同法43条の3の9)。そして、発電用原子炉施設の使用を開始するためには、③原子力規制委員会の使用前検査を受け、これに合格しなければならないほか(同法43条の3の11)、④保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない(同法43条の3の24)。さらに、運転開始後においても、⑤一定の時期ごとに、原子力規制委員会が行う施設定期検査を受けなければならない(同法43条の3の15)。

加えて、発電用原子炉設置許可を受けた者が、改正原子炉等規制法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、⑥原子力規制委員会の設置変更許可(同法43条の3の8)を受けなければならず、この許可(設置変更許可)については、設置許可に関する同法43条の3の6を準用している(同法43条の3の8第2項)。このように、設置変更許可について、設置許可に関する同法43条の3の6の規定を準用したのは、設置変更許可が必要とされる上記各事項とは、原子炉の使用の目的、型式、熱出力等、あるいは原子炉施設の位置、構造及び設備等であって、その性質上、変更するに当たっては、同条が規定す

る許可基準への適合性を改めて審査する必要があるためである。

そして、設置変更許可を受けた上で、当該許可との関係で必要な範囲において、設置許可と同様に、工事計画認可（②）、使用前検査（③）及び保安規定の変更認可（④）を受けなければならない（同法43条の3の9第1項本文、同法43条の3の11第1項本文、同法43条の3の24第1項第二文）。

なお、かかる段階的安全規制のうち、①の設置許可及び⑥の設置変更許可においては、申請に係る原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の妥当性等が判断される。これに対し、②ないし⑤の後段規制においては、設置（変更）許可処分時において審査された基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の妥当性を前提として、その詳細設計の妥当性が審査された上、現実に工事がされ、使用前検査を経て使用が開始された原子炉施設について、具体的な部材・設備の強度、機能に問題がないか否か、原子炉施設を安全に運転、管理するための体制、作業手順書等に問題がないか否かを確認するという仕組みが採られている。

（2）原子力規制委員会における審査の在り方

被告国第6準備書面第4の1（31ないし33ページ）で述べたとおり、平成25年7月8日の改正原子炉等規制法の第3段階目施行に伴い、新規制基準が制定、施行された。改正原子炉等規制法の下で既存の原子炉施設を新規制基準に適合させようとする発電用原子炉設置者は、原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可及び使用前検査の各申請を行い、原子力規制委員会は、以下のとおり、これらの申請に対する審査を行って、設置許可基準規則等への適合性を判断することになる。

ア 原子炉設置変更許可

改正原子炉等規制法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとする発電用原子炉設置者は、設

置許可基準規則に適合しているか確認する審査を受けるため設置変更許可（同法43条の3の8第1項）を申請し、原子力規制委員会は、同申請に係る内容が設置許可基準規則に適合しているか否かを審査する（同法43条の3の8第1項、2項、同法43条の3の6第1項柱書）。

イ 工事計画（変更）認可

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は、当該工事に着手する前に、技術基準規則に適合しているか確認する審査を受けるため工事計画（変更）認可（同法43条の3の9第1項、2項）の申請をし、原子力規制委員会は、同申請に係る内容が、技術基準規則に適合しているか否かを審査する（同条3項）。

ウ 使用前検査

工事計画認可を受けて工事をした発電用原子炉施設は、原則として、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない（改正原子炉等規制法43条の3の11第1項）。上記工事については、既に認可を受けた工事計画に従って工事が行われたものであること及び技術基準規則に適合するものであることが求められており、原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が実際に当該工事に係る発電用原子炉施設を使用する前に、上記各要求事項を満たしていることを使用前検査において確認する（同条2項）。

エ 保安規定変更認可

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。同規定を変更しようとするときも同様である（原子炉等規制法43条の3の24第1項）。

発電用原子炉設置者は、実用炉則92条に適合させるべく保安規定変更

認可（同法43条の3の24第1項）の申請をし、原子力規制委員会は、同申請に係る内容が、「災害の防止上十分でない」ものか否かを審査する（同条2項）。

（3）本件原子炉施設について今後予定されている審査等の手続

被告会社は、平成26年5月20日、原子力規制委員会に対し、本件原子炉施設に係る発電用原子炉設置変更許可申請（本件設置変更許可申請）、工事計画認可申請（以下「本件工事計画認可申請」という。）及び保安規定変更認可申請（以下「本件保安規定変更認可申請」という。）を行った。したがって、本件原子炉施設について今後予定されている審査等の手続は、設置変更許可、工事計画認可、使用前検査及び保安規定変更認可に係るものである。

なお、被告会社においては、本件設置変更許可申請、本件工事計画認可申請及び本件保安規定変更認可申請を併せて行ったが、現在、原子力規制委員会は、これら各申請のうち、本件設置変更許可申請に係る審査を先行して行っている。

これは、改正原子炉等規制法が採用する段階的安全規制の下においては、設置変更許可において、申請に係る原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等が審査され、後段規制において、かかる事項の妥当性を前提として、その詳細設計の妥当性が審査されることとなるため、まずは、前提となる設置変更許可申請に係る基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等につき判断をする必要があるためである。

3 現時点で処分がされる蓋然性が認められないこと（①の要件）

（1）処分がされる蓋然性の意義

本件差止めの訴えは、本件設置変更許可処分をすることの差止めを求めるものであるから、救済の必要性を基礎付ける前提として、本件設置変更許可

処分がされる蓋然性が認められることが訴訟要件である（行訴法3条7項、前掲最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決）。

処分がされる蓋然性が認められるためには、処分の差止めを求める者が、処分がされることの主観的なおそれを抱いているのみでは足りず、客観的にみて処分がされる相当程度の蓋然性があることが必要である。そのような蓋然性が認められるか否かは、具体的な事案ごとに、処分の事前手続の進行状況、本人に対するこれまでの処分状況、類似事例の処理状況、行政庁の効果裁量の有無、行政庁の内部準則、被告の応訴態度等の諸般の事情を考慮して検討される（南博方ほか編・条解行政事件訴訟法〔第4版〕109、110ページ（川神裕））。

（2）本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会の審査状況等

本件設置変更許可申請は、改正原子炉等規制法及びこれを受けた新規制基準の一つである設置許可基準規則等への適合性を確認する審査を受けるためにされたものである。そして、原子力規制委員会において、本件設置変更許可申請の内容が同規則等に適合しているかどうかを審査することとなる。そのため、同審査において原子力規制委員会が審査すべき事項は、耐震関係（例えば、被告会社が策定した基準地震動の妥当性）、耐津波関係（例えば、被告会社が策定した基準津波の妥当性）、重大事故等への対処等、多岐にわたることとなるのであって、本件設置変更許可申請に対する審査には、相応の時間を要することになる。

現時点における本件設置変更許可申請に対する審査状況は、平成26年6月17日、同年7月4日、同年8月28日、同年9月18日、同年10月23日、同年12月2日、同月16日、平成27年2月13日と、合計8回の審査会合及びヒアリングを実施している。もっとも、平成26年中において行われた審査としては、他の発電用原子炉設置者と共同して行われる審査会合のほかは、基本的に被告会社からのヒアリングが中心となっており、例え

ば被告会社が策定した基準地震動評価の妥当性等、本件設置変更許可申請に係る重要な事項については、いまだ本格的な審査は行われていない。

なお、他の発電用原子炉に係る設置変更許可処分の状況についてみると、九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号発電用原子炉施設については、平成25年7月8日に設置変更許可申請がされ、平成26年9月10日に設置変更許可処分がされたが、この間、62回の審査会合と556回のヒアリングが行われた。また、関西電力株式会社高浜発電所3号及び4号発電用原子炉施設については、平成25年7月8日に設置変更許可申請がされ、平成27年2月12日に設置変更許可処分がされたが、この間、68回の審査会合と353回のヒアリングが行われた。そして、その他の発電用原子炉に係る改正原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく設置変更許可申請については、原子力規制委員会において審査中であり、いまだ処分はされていない。

(3) 現時点で本件設置変更許可処分がされる蓋然性が認められないこと

前記(2)で述べた本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会の審査状況等からすれば、現時点において、実質的な審査が進行している状況とは言い難い。そして、本件設置変更許可処分は、原子力規制委員会において、申請の内容が設置許可基準規則に適合していると判断された場合にされるものであり、その審査内容が多岐にわたるものであることからすると、現時点において客観的にみて設置変更許可処分がされる相当程度の蓋然性があるとはいえない。

したがって、原子力規制委員会における本件設置変更許可申請に対する審査状況等からすれば、現時点で本件設置変更許可処分がされる蓋然性は認められない。

4 一定の処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められること（②の要件）

(1) 「重大な損害を生ずるおそれ」の意義

ア 当該処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があることは、差止めの訴えにおける救済の必要性に関する訴訟要件であり（行訴法37条の4第1項本文），その有無の判断に当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとされている（同条2項）。

そして、差止め訴訟において、行政庁が処分をする前に裁判所が事前にその適法性を判断して差止めを命ずるのは、国民の権利利益の実効的な救済及び司法と行政の機能の適切な均衡の双方の観点から、そのような判断と措置を事前に行わなければならないだけの救済の必要性がある場合であることを要するものと解される。したがって、差止めの訴えの訴訟要件としての上記「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟又は無効確認訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要する（前掲最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決）。

そして、同要件については、「例えば、道路の区域の決定若しくは変更、土地の収用裁決等について、処分後に取消訴訟を提起して執行停止を求める機会があると裁判所が認めるときは、そのような処分の執行停止による救済の可能性を考慮した上でも、なお、処分を事前に差し止めなければ重大な損害を生ずるおそれがあるような場合を除き、差止めが認められることにはならないと考えられます。」と指摘されているところである（小林久起・行政事件訴訟法190ページ）。

そうすると、「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、取消訴訟等の事後 の方法により「容易」に救済を受けられるものではなく、

事前の差止めによらなければ救済を受けることが「困難」なものであることを要するということができる。

イ また、前記アのとおり、行政庁が処分をする前に裁判所が事前にその適法性を判断して差止めを命ずるのは、国民の権利利益の実効的な救済及び司法と行政の機能の適切な均衡の双方の観点から、そのような判断と措置を事前に行わなければならないだけの救済の必要性がある場合であることを要するものと解されることからすれば、重大な損害を生ずる「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、その蓋然性が認められることを要すると解するのが相当である（南博方ほか編・条解行政事件訴訟法〔第4版〕785ページ（川神裕）参照）。

(2) 原告らの主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、事後 の方法により「容易」に救済を受けられるものではなく、事前の差止めによらなければ救済を受けることが「困難」なものとは認め難いこと
ア 原告らの主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」について

原告らは、本件設置変更許可処分がされると本件原子炉が運転を開始し、その場合「過酷事故」が発生する可能性があり、その「過酷事故」を原因として原告らが被る損害をもって、「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」と主張するようである（本件訴え変更申立書第2の7・4ページ）。

イ 原子炉施設の設置変更許可処分は、申請者が原子炉を運転することを直ちに可能にするものではなく、原子炉の運転までには相応の時間が掛かること

(ア) 設置変更許可処分の性質

設置変更許可処分は、原子炉施設について設置許可がされていることを前提とし、発電用原子炉施設設置者が、改正原子炉等規制法43条の

3の5第2項2号ないし5号又は8号ないし10号に掲げる事項について変更の申請がある場合にこれを許可するもの、すなわち、同申請に係る部分の原子炉施設に係る基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を確認するとともに、工事計画認可の手続を進めることを可能ならしめるというものである。

このように、改正原子炉等規制法は、段階的安全規制の仕組みを採用しており、発電用原子炉施設を設置しようとする者は、まず、原子力規制委員会から原子炉設置許可を受けることが必要となる。当該設置許可処分の法的性質は、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を確認するとともに、工事計画認可の手続を進めることを可能にするものである。

そして、改正原子炉等規制法は、設置許可を受けた者が、当該原子炉施設について、同法43条の3の5第2項2号ないし5号又は8号ないし10号に掲げる事項、すなわち、原子炉の使用の目的、型式、熱出力等、あるいは原子炉施設の位置、構造及び設備等について変更する場合は、設置変更許可を受けることを要求し、同許可について設置許可に関する同法43条の3の6を準用するとされている。これは、当該各事項を変更するに当たっては、その性質上、設置許可の場合と同様に、申請に係る部分の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性について確認する、すなわち、設置許可基準規則への適合性を改めて審査する必要があるとされたためである。

そうすると、設置変更許可処分の法的性質も、変更申請に係る原子炉施設の部分の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を確認するとともに、工事計画認可の手続を進めることを可能にするものであって、申請者が原子炉を運転することを直ちに可能にするものではなく、原子炉の運転までには相応の時間が掛かる。

(イ) 段階的安全規制の体系においては、設置変更許可処分後、原子炉の運転開始までに複数段階の後続手続が予定されていること

また、改正原子炉等規制法が採用する段階的安全規制の仕組み等に照らせば、設置変更許可の申請内容に基づく変更後の原子炉が運転を開始するには、設置変更許可処分がされた後、工事計画認可を受けることが必要であり、必要に応じて工事を実施した後、使用前検査に合格する必要もある。また、原子炉の運転開始に先立ち、保安規定変更認可を受ける必要がある。

このように、改正原子炉等規制法の採用する段階的規制の体系からすれば、本件設置変更許可処分がされた後も、本件原子炉の運転が開始されるまでに複数段階の後続手続が予定されている。

(ウ) 小括

以上のとおり、発電用原子炉施設の設置変更許可処分は、申請者が原子炉を運転することを直ちに可能にするものではなく、原子炉の運転までには相応の時間が掛かる（なお、現に、九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号発電用原子炉施設については、平成26年9月10日に設置変更許可処分がされたが、現在は工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請に対する審査中であり、当該原子炉の運転はいまだ開始されていない。）。

ウ 原告らの主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は本件設置変更許可処分に基づく原子炉の運転開始により直ちに発生する性質のものではないこと

前記イのとおり、本件設置変更許可処分は、申請者たる被告会社が本件原子炉を運転することを直ちに可能にするものではなく、その運転までには相応の時間が掛かる。

また、原告らの主張する「過酷事故」の内容や原因、それによりいかなる

る範囲の原告らにいかなる損害が生じるかは全く明らかではない。そのため、本件原子炉の運転の開始後、直ちに「過酷事故」が発生し、それにより原告らが損害を被るという事態は容易には想定し難いというべきである。

そうすると、原告らの主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、本件設置変更許可処分によって直ちに発生するという性質のものではないし、本件設置変更許可処分に基づく運転開始によって直ちに発生するという性質のものでもないというべきである。

エ 「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認め難いこと

以上によると、原告らの主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、むしろ本件設置変更許可処分がされた後に取消訴訟等を提起し、執行停止決定を受けることによって避けることが可能な性質のものであることは明らかである。そのため、本件設置変更許可処分について、事前の差止めによらなければ救済を受けることが「困難」な損害が発生するということはできず、「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認め難いというべきである。

(3) そもそも「損害」発生の「おそれ」があるとは認め難いこと

ア 本件設置変更許可処分の内容は、本件原子炉施設の安全性の向上であること

本件設置変更許可申請は、本件原子炉施設について、改正原子炉等規制法及びこれを受けて制定された新規制基準の一つである設置許可基準規則への適合性を確認する審査を受けるために申請されたものである。新規制基準は、平成24年改正前原子炉等規制法における設置許可基準に係る規定を強化するとともに設置許可基準に係る規定を新設し、従前の安全対策を強化するものである（被告国第6準備書面第2及び第3（13ないし31ページ等参照）。したがって、原子力規制委員会において、これに適合

するものと判断された場合、設置変更許可処分がされることになるが、その場合の処分は、本件原子炉施設の安全性の向上を内容とするものということができる。

イ 原告らの主張する「損害」を被るという事態は容易には想定し難いこと

原告らの主張によると、原告らは、「過酷事故」によって原告らの生命、身体に対する侵害が発生するおそれがあると想定しているものと考えられる。

しかし、前記アのとおり、本件設置変更許可処分は、本件原子炉施設の安全性の向上を内容とするものである。また、前記(2)ウのとおり、原告らの主張する「過酷事故」の内容や原因、それによりいかなる範囲の原告らにいかなる損害が生じるかは全く明らかではない。そのため、本件原子炉の運転の開始後「過酷事故」が発生し、それにより原告らが損害を被るという事態は容易には想定し難いというべきであり、このような「過酷事故」が発生する可能性は抽象的に存在するというにとどまり、蓋然性があるとは認められないものである。

ウ 小括

そうすると、そもそも本件設置変更許可処分によって、「損害」発生の「おそれ」があるとは認め難い。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、原告らの主張する損害の性質及び程度並びに本件設置変更許可処分の内容及び性質を勘案すると、原告ら主張の損害については、本件設置変更許可処分がされたとしても、その後に取消訴訟等を提起して執行停止決定を受けることによって、その救済を求める機会があることは明らかであり、本件設置変更許可処分によって処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難な損害が発生するおそれがあるということはできない。また、そもそも、本件設置変更許可処分

により損害が発生するおそれがあるとは認め難い。したがって、一定の処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められない。

5 原告らが「法律上の利益を有する者」に当たることについて十分な主張立証がされていないこと（③の要件）

差止め訴訟は、行政庁が一定の処分をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り提起することができる（行訴法37条の4第3項）。このような差止め訴訟における原告適格は、取消訴訟における原告適格と同様に解されており（前掲小林・188ページ），原告適格を基礎付ける事実については原告らが主張立証責任を負う（被告国答弁書第2の1(1)（5及び6ページ））。

しかしながら、原告らは、その具体的な主張立証をしていないのであり、までもって原告らにおいてこれを主張立証すべきである（被告国第1準備書面第6（29ないし33ページ））。

6 結論

以上によれば、本件差止めの訴えは、行訴法3条7項、37条の4第1項、第3項の定める訴訟要件を充足せず、不適法であるから、いずれも却下を免れない。

以 上

略称語句使用一覧表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	//	//	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	//	7	第8準備書面で略称を変更
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	//	8	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	//	9	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	//	11	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	//	15	第5準備書面から基本用語を変更

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	//	17	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	//	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	//	21	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	//	22	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	//	24	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	//	33	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	//	34	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	//	59	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	

審査会	原子炉安全審査会	//	12	
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	//	14	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	//	16	
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	//	28	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	//	30	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(I C R P) の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(I C R P) の1990年勧告	//	//	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	//	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	//	//	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に関する審査	//	20	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	

本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	〃	〃	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	〃	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	〃	〃	
原研	日本原子力研究所	〃	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	〃	〃	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ)第68号事件における証人大崎順彦の証言	〃	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人浜田達二の証言	〃	43	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被爆線量等を定める件」（昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号）	〃	6	

気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	//	//	
内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ) 第19号事件における証人内田秀雄の証言	//	//	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	//	//	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	//	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	//	21	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ) 第19号事件における証人児玉勝臣の証言	//	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	//	//	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	//	//	答弁書から基本用語を変更

平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	//	//	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	//	//	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	//	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	//	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	//	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	//	//	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	//	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	//	13	
原子炉設置(変)	原子炉設置許可及び原子炉設置変	//	20	

更) 許可	更許可			
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）	//	//	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）	//	//	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）	//	21	
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に	//	//	

	遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	//	24	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	//	29	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	//	//	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	//	//	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	//	//	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	//	30	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可	//	44	

	基準規則に適合するか否かの判断 及び使用停止等処分を発令しない との判断			
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国 の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国 の第6準備書面	//	//	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷 若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯 蔵する燃料体又は使用済燃料の著 しい損傷	//	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	//	//	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関 係をも含めた事故の防止対策	//	//	
重大事故の発 生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故 (運転時の異常な過渡変化及び設 計基準事故を除く。) が発生した 場合における自然的条件及び社会 的条件との関係をも含めた炉心等 の著しい損傷を防止するための安 全確保対策	//	6	
重大事故の拡 大防止対策	重大事故が発生した場合における 自然的条件及び社会的条件との関	//	//	

	係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策			
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	//	//	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	//	8	
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	//	//	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	//	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	//	27	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件設置変更	被告会社が平成26年5月20日	//	//	

許可申請	付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請			
本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	//	//	
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	//	//	答弁書から基本用語を変更
本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	//	//	答弁書から略称を変更
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	//	9	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	//	//	